

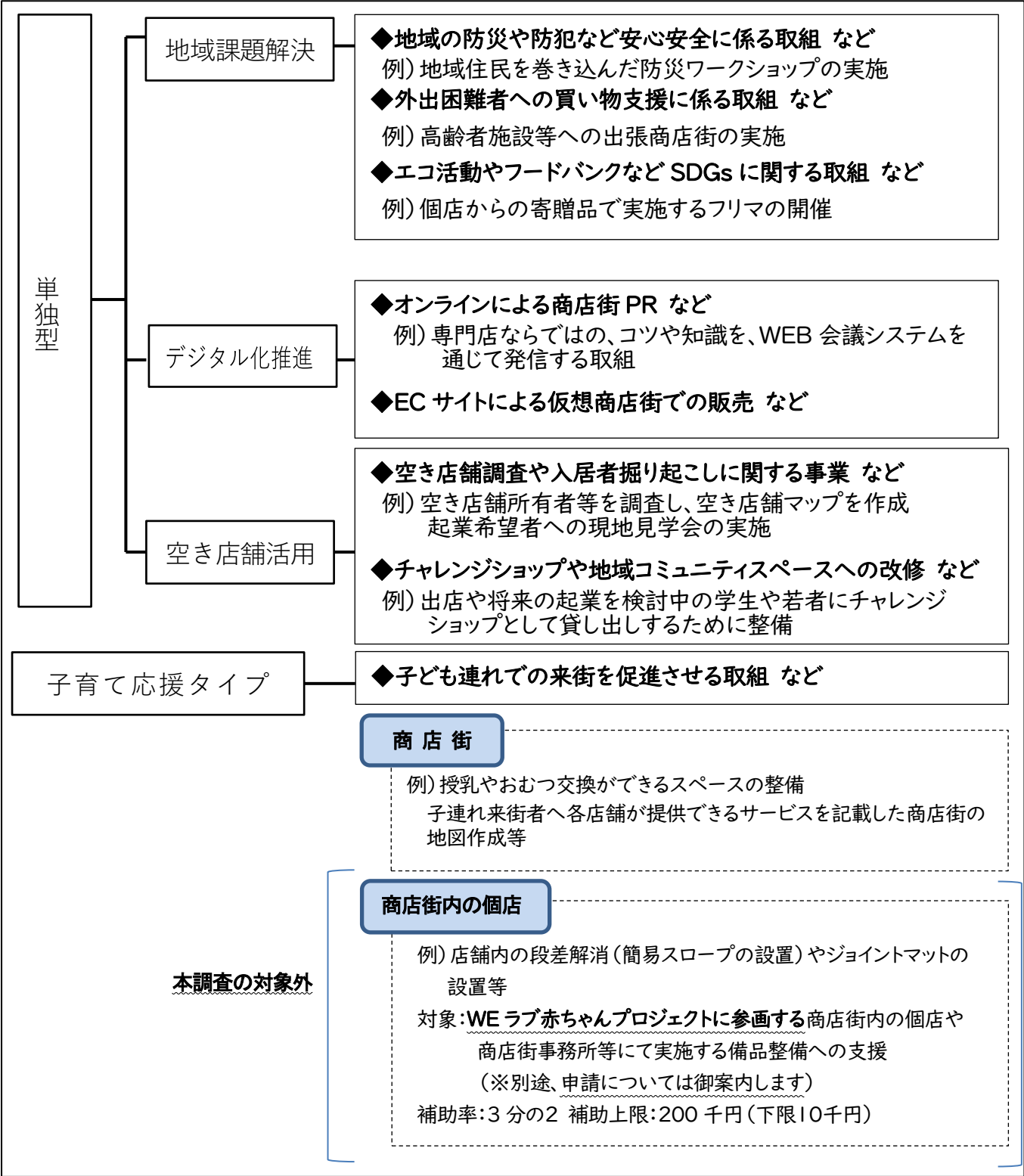
事業概要 1-1

地域課題解決コミュニティ活性化事業
＜単独型＞＜子育て応援タイプ＞

1 趣 旨

商店街が主体となり取り組む、地域課題を解決するための試みやデジタル化、空き店舗対策を支援し、商店街の多機能化や商店街に多様な人材を集積させることで、商店街が地域コミュニティの核として、地域・個店と一体的に発展していくことを目的とし、商店街が行う新たな取組を支援する

2 補助対象となる事業



3 補助対象事業者

商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合 等

4 補助率及び補助限度額

① 補助率： 3分の2

② 限度額：「地域課題」「デジタル化」「空き店舗活用」 → 200万円
「子育て応援タイプ」 → 250万円

5 補助対象経費

事業	ソフト部分	ハード部分
単独型 「地域課題解決」 「デジタル化」 「空き店舗活用」 子育て応援タイプ（商店街）	・ 報償費（講師謝金等） ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 役務費 ・ 広告宣伝費 ・ 使用料及び賃借料*1 ・ 委託料*2	・ 工事費修繕費 ・ 備品購入費

*1：店舗等賃借料については6ヶ月以内分のみが補助対象

*2：総事業費の2分の1以内（委託内容のうち事業に関わるもののみが対象）

6 申請にあたっての諸注意

- 事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施（交付申請前）
ヒアリング後に実施する、外部の有識者による「意見聴取会議」での意見により、補助金希望申請額の減額や事業内容の変更等を求める場合があります。
- 事業に応じたK P I（目標）を交付申請時に設定
例）・ 来街者数
・ 新規出店者数
・ SNSなどで外部発信を行う数
・ 事業への参加者数
・ 商店街会員数 等
- これまでに京都府からの補助実績がある取組は補助対象外。ただし前回の取組における課題を改善して取り組む場合は補助対象となることがありますので、提出前に商店街創生センターまで御相談ください。
- ハード部分の補助については、耐用年数期間内に廃棄や売却等を行った場合は、残年数に応じて、補助金の返還を求めることになりますので御注意ください。

事業概要 1-2**地域課題解決コミュニティ活性化事業
＜連携型＞****1 趣 旨**

商店街が地域の実情をよく知るまちづくり会社をはじめとした民間事業者等と連携し、空き店舗等を活用した取組を支援する

2 補助対象となる事業

◆商店街等の空き店舗等の活用

- 例) ・地域のニーズにあった店舗の誘致やチャレンジショップの整備等を行う
・地域住民の交流拠点となる施設として整備

3 補助対象事業者

商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、地域のまちづくりや商業活性化等に取り組む民間事業者等

4 補助率及び補助限度額

- ① 補助率： 3分の2
② 限度額：500万円

5 補助対象経費

事業	ソフト部分	ハード部分
連携型	・報償費（講師謝金等） ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・広告宣伝費 ・使用料及び賃借料*1 ・委託料*2	・工事費修繕費 ・備品購入費

*1：店舗等賃借料については6ヶ月以内分のみが補助対象

*2：総事業費の2分の1以内（委託内容のうち事業に関わるもののみが対象）

6 申請にあたっての諸注意

- 事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施（交付申請前）
ヒアリング後に実施する、外部の有識者による「意見聴取会議」での意見により、補助金希望申請額の減額や事業内容の変更等を求める場合があります。
- 事業に応じたK P I（目標）を交付申請時に設定
例) ・来街者数
・新規出店者数 等
- これまでに京都府からの補助実績がある取組は補助対象外。ただし前回の取組における課題を改善して取り組む場合は補助対象となることがありますので、提出前に商店街創生センターまで御相談ください。
- ハード部分の補助については、耐用年数期間内に廃棄や売却等を行った場合は、残年数に応じて、補助金の返還を求めることとなりますので御注意ください。